

## 都民の就労を応援する条例（仮称）骨子案

### 【前文】

- 東京が活力ある都市として今後も持続的に発展していくためには、誰もがいきいきと働き活躍できる「ダイバーシティ」を実現し、互いの個性を尊重して認め合う共生社会を目指していくことが必要
- 東京都と都民、事業者等が相互に理解を深め、社会の一員として共に活動しながら支え合う「ソーシャル・インクルージョン」の考え方に立って、希望する全ての都民の就労を支援する。特に、この考え方は、就労を希望しながらも様々な要因から困難を抱え、職に就けていない方や就労の継続が困難な方を支援していく上で重要
- 諸外国に多数存在するソーシャルファームと呼ばれる社会的企業では、一般企業と同様の経済活動を行いながら、その職場において、様々な要因から就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受け、他の従業員と共に働いており、今後は、こうした事例も取り入れて、施策を展開
- 就労を希望する全ての都民がその個性と能力に応じて働くことができるよう応援し、誰一人取り残されることなく誇りと自信を持って輝く社会の実現を目指す

### 【目的・定義・基本理念】

#### 〈目的〉

- 就労を希望する全ての都民への就労の支援（以下「就労の支援」という。）について、基本理念を定め、東京都（以下「都」という。）、事業者、都民、区市町村の役割を明らかにするとともに、就労の支援に関する施策の基本的な事項を定める
- 就労の支援に関する施策を総合的に推進し、都民それぞれの個性と能力に応じた就労の実現を図る

#### 〈定義〉

- 「事業者」と「就労困難者」を定義
  - ・ 就労困難者：就労を希望しながらも、様々な要因から就労が困難になっている者であって、その実情等に配慮した支援が必要な者

#### 〈基本理念〉

- 就労の支援は、都民一人一人が等しく尊重され、その個性と能力に応じた就労を実現し、もって社会を構成する一員として誇りと自信を持って活躍することを旨とする
- 就労の支援は、「ソーシャル・インクルージョン」の考え方に立って推進

### 【各主体の役割】

#### 〈都〉

- 国、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、就労の支援に関する施策を総合的に推進

- 関係行政機関と協力し、就労の支援に関する施策を推進するために必要な体制を整備

#### 〈都民〉

- 都民は、基本理念について理解を深めるとともに、都が実施する就労の支援に関する施策に協力するよう努める
- 就労を希望する都民は、就労に向けて自ら進んで取り組むよう努める

#### 〈事業者〉

- 事業者は、基本理念について理解を深め、従業員の雇用及びその継続のための職場環境の整備並びに都が実施する就労の支援に関する施策に協力するよう努める

#### 〈区市町村〉

- 区市町村は、自ら地域の特性等に応じた就労の支援に取り組むよう努めるとともに、都が実施する就労の支援に関する施策に協力するよう努める

#### 【都民への支援】

- 就労を希望する全ての都民に向けて、次に掲げる就労促進のための支援策を実施
  - ・ 就労に関する情報提供及び相談
  - ・ 職業能力の開発
  - ・ 職業体験や就職面接の機会等の提供
  - ・ 職場定着への支援
- 就労困難者と認められる者に対して、上記の支援策を実施するに当たり、その実情等に配慮した支援を行う

#### 【事業者への支援】

- 事業者に対して、次に掲げる就労促進のための支援策を実施
  - ・ 従業員の雇用及びその継続に関する情報提供及び相談
  - ・ 従業員が働きやすい職場環境の整備の支援
  - ・ 事業者が実施する従業員の職業能力開発の支援
- 事業者が実施する就労困難者と認められる者の雇用及びその継続に対して、上記の支援策を実施するに当たり、就労困難者の実情等に配慮して行われるよう支援
- 就労困難者と認められる者の多様な就労の実現を図るため、就労を支援する事業所等の創設及び活動を促進

#### 【ソーシャルファーム】

##### 〈創設及び活動の促進〉

- 上記に定める就労の支援策のほか、事業者による自律的な経済活動の下、就労困難者と認められる者の就労と自立を進めるため、次の事項を全て満たす社会的企業（以下「ソーシャルファーム」という。）の創設及び活動の促進を通じて、就労の支援を効

果的に実施

- ・ 事業からの収入を主たる財源として運営
- ・ 就労困難者と認められる者を相当数雇用
- ・ 就労困難者と認められる者が、その実情等に配慮した支援を受けながら、他の従業員と共に働いている

#### 〈認証〉

- ソーシャルファームの創設及び事業活動を支援するため、支援対象となるものを認証する

#### 〈指針〉

- 上記の支援に当たり、支援策等を取りまとめた指針を策定する
- ソーシャルファームを認証する基準は、この指針の中で定める

#### 【計画の策定等】

##### 〈計画の策定〉

- 就労の支援に関する施策を推進するため、計画を策定する

##### 〈施策の検証〉

- 就労の支援に関する施策の検証に当たっては、上記の計画に基づく施策の実施状況について公表するとともに、関係機関等の意見を聴き、施策に反映するよう努める

##### 〈財政上の措置〉

- 就労の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める